

## 所管事項調査

目次	ページ
1 令和元年度主要事業の執行予定について……………	1～7
2 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定…	8～11

中央総合事務所  
東総合事務所  
南総合事務所  
北総合事務所

令和元年9月



# 1 令和元年度主要事業の執行予定について

## (1) 令和元年度主な補助事業の変更内容について

国庫補助金の内示を受けて、令和元年度に予定していた主な補助事業の内容を次のとおり変更する。  
今後、補助の追加や工事の進捗などにより、再度変更となることもある。

(単位:千円)

区分	事業実施箇所	予算額 (A)	執行予定額 (B)	差引額 (B)-(A)	事業内容 → 変更予定内容
道路	道路構造物等補強	198,700	164,131	▲ 34,569	定期点検 205箇所 → 変更なし 橋梁詳細設計 2橋 → 0橋(次年度以降に実施予定) 橋補修工事 8橋 → 5橋(次年度以降に実施予定)
斜面	稲佐・朝日地区	33,500	2,900	▲ 30,600	用地買収 A=190㎡ → 用地買収 A=0㎡(土取会計で施行予定) 建物補償 1棟 → 建物補償 0棟 (土取会計で施行予定) 事業再評価 → 変更なし
	立山地区	55,100	44,100	▲ 11,000	工事 L=40m → 工事 変更なし 用地等取得 1件 → 用地等取得 1件(土取会計の買戻し面積を減) 支障物件移設補償 一式 → 支障物件移設補償 変更なし
唐人	唐人屋敷顕在化	24,900	14,312	▲ 10,588	用地買収 A=168㎡ → 用地買収 A=0㎡(土取会計で施行予定) 建物補償 1棟 → 変更なし 営業補償 2件 → 変更なし
公園	香焼総合公園	15,000	8,000	▲ 7,000	遊具改修 1基 → 遊具部分改修(次年度以降に残りを実施予定)

※予算額は事務費を除く。

※資料中「土取会計」とは長崎市土地取得特別会計をいう。

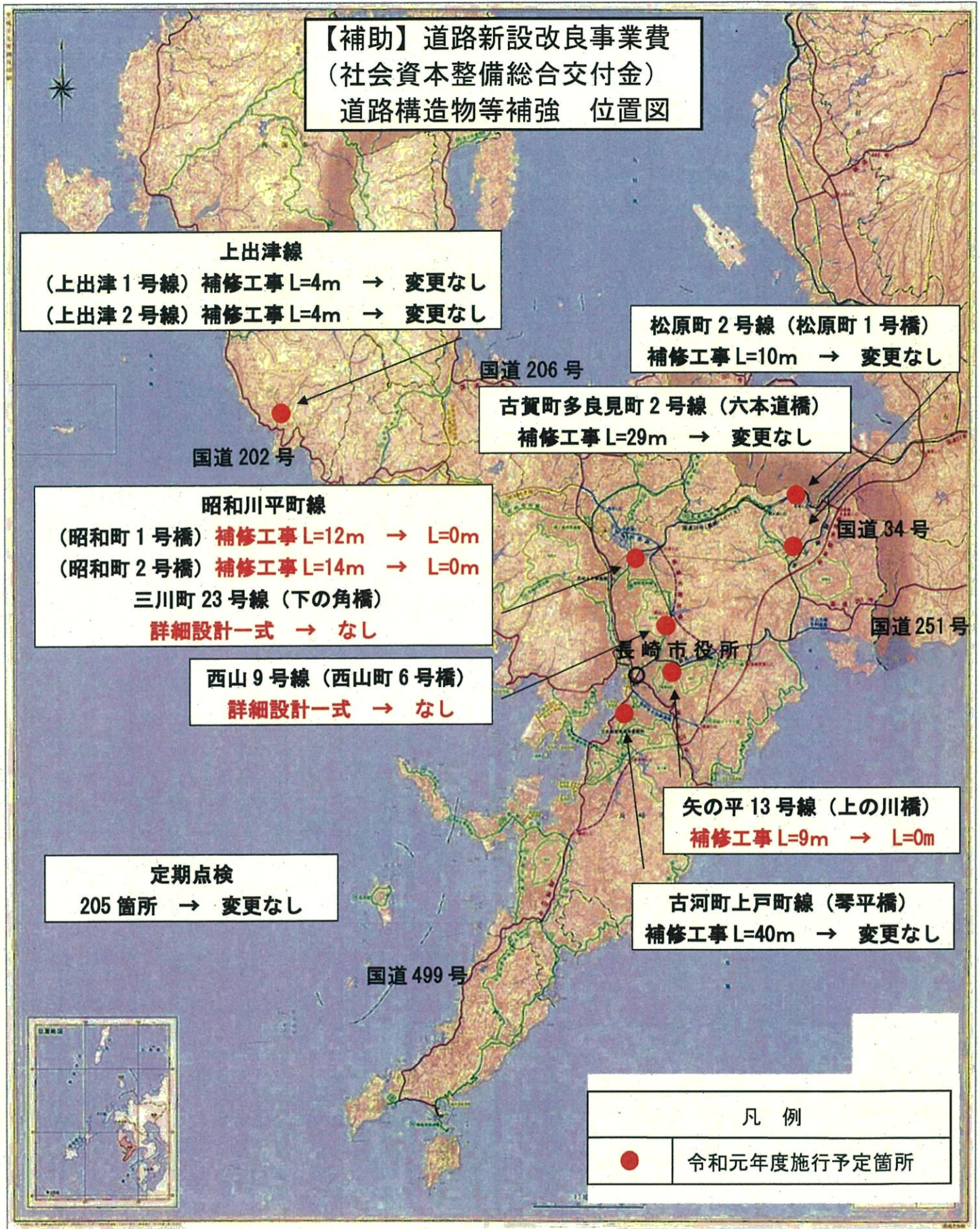
〔参考〕事業内容に変更がない主な補助事業

(単位:千円)

区分	事業実施箇所	予算額	事業内容
道路	矢上町現川町線	11,000	舗装工 L=170m
	西小島館内町1号線	10,000	舗装工 L=110m
	浜町伊勢町線	32,860	舗装工 L=210m
	松山町大橋町線	17,000	街路灯 8基 足元灯 4基
	新市庁舎周辺道路	146,000	建物解体 1棟、 用地取得及び建物補償など
斜面	南大浦地区	13,580	土取買戻し 8件
公園	立山公園	4,000	ナイター照明詳細設計 一式
	魚の町公園	5,000	公園詳細設計 一式
	大園公園	69,000	公園整備 敷地造成、園路広場整備、 フェンス設置、ベンチ・遊具設置等 A=1,800㎡
	天主公園	126,290	園路整備、遊具設置など 便所改修(内装、衛生器具など)
	稲佐山公園	38,000	園路整備等 植栽 A=800㎡ A=2,300㎡

※予算額は事務費を除く。

## (2) 令和元年度各補助事業(変更分)の位置図



# 斜面市街地再生事業（稲佐・朝日地区）



整備促進区域 A=32.0ha  
 重点整備地区 A= 9.4ha

整備完了箇所  
 既買収箇所  
 令和元年度予定箇所



# 斜面市街地再生事業（立山地区）



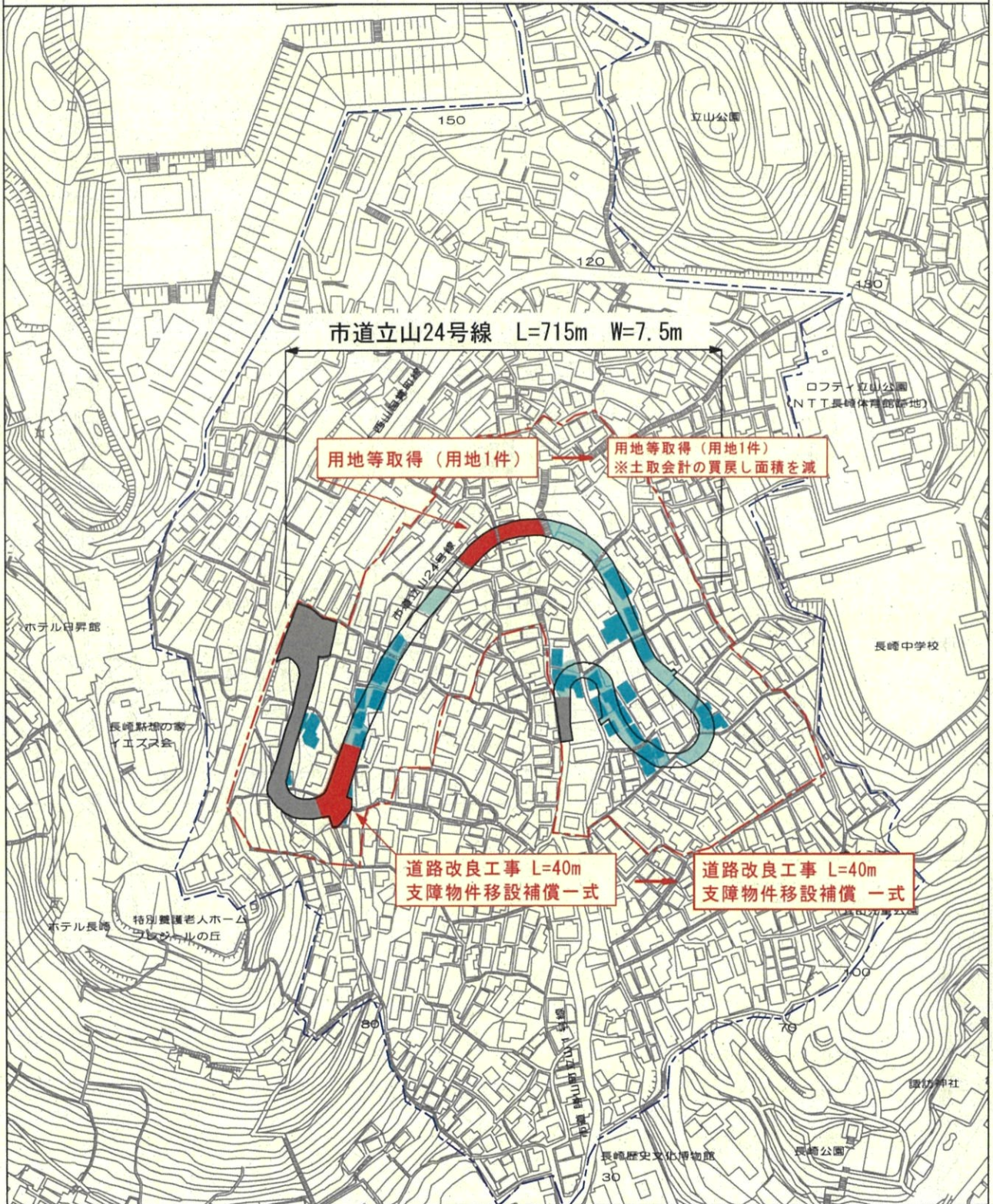
整備促進区域 A=21.5ha

重点整備地区 A=5.9ha

整備完了箇所

既買収箇所

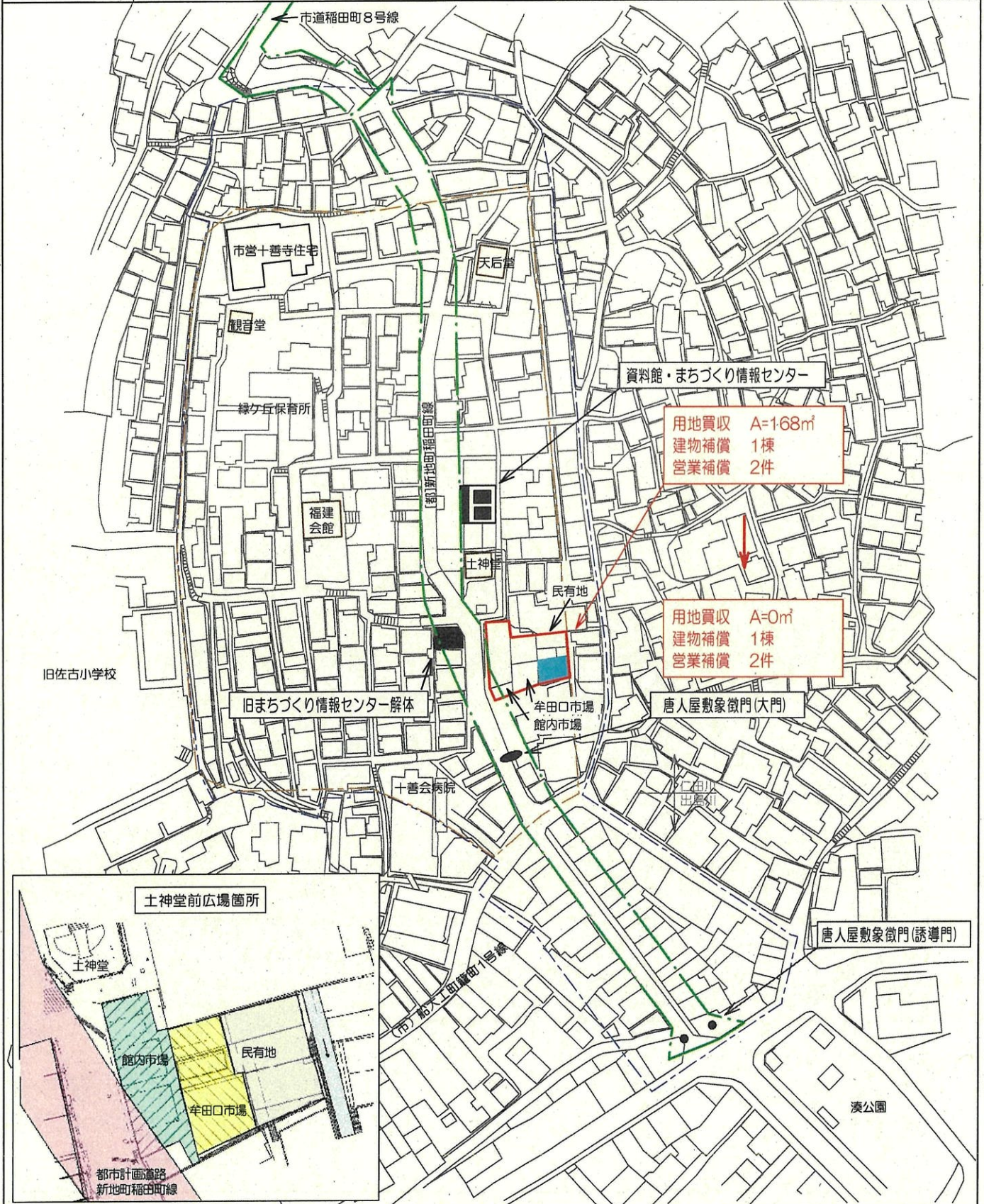
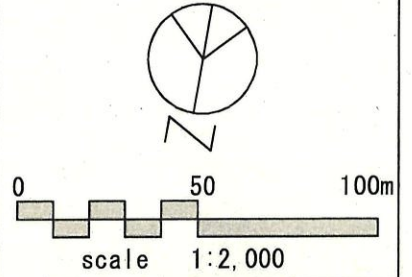
令和元年度予定箇所



# 唐人屋敷顕在化事業

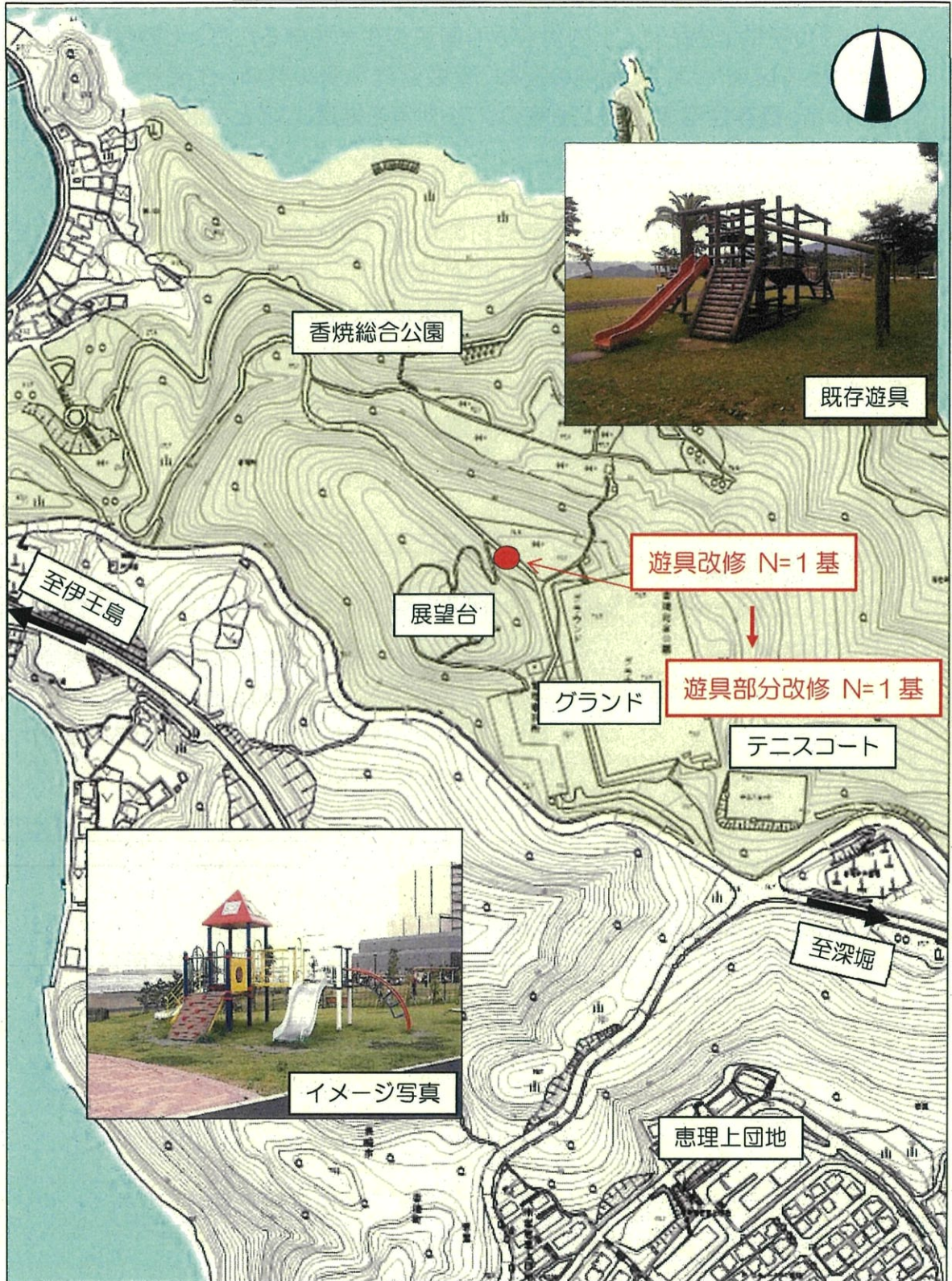
- 唐人屋敷跡  
A=3.6ha
- 街なみ環境整備事業促進地区  
A=5.5ha

- 整備完了箇所
- 既買収箇所
- 令和元年度予定箇所





【補助】公園等施設整備事業費  
香焼総合公園



## 2 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

### (1) 土砂災害警戒区域等とは

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(土砂災害防止法)に基づき指定される区域。区域の指定は県知事が行います。

※土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

### (2) 土砂災害の種類

- ア 土石流(谷や斜面の土砂が、雨や川の水とともに一気に流れ出す現象で、スピードが速く破壊力が大きいのが特徴)
- イ がけ崩れ(急傾斜面が突然崩れ落ちる現象で、早いスピードと大きな破壊力を持つのが特徴)
- ウ 地すべり(地下水などの影響により、斜面の一部が動き出す現象で、緩やかな斜面が広い範囲でゆっくり動くのが特徴)

### (3) 区域指定の効果

警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域(レッドゾーン)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の伝達</li> <li>・警戒避難体制の効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定開発行為(分譲宅地、高齢者・障がい者等社会福祉施設、学校、医療施設)の許可制</li> <li>・建築物の構造規制(作用が想定される衝撃等に対する安全確認)</li> <li>・建物の移転勧告</li> </ul>

### (4) 区域指定の状況(令和元年度5月1日現在)

(単位:箇所)

種別	土石流	急傾斜	地すべり
区域指定数	4,644	922	—

### (5) 今後の予定

#### ア 急傾斜・土石流

- (ア) 令和元年度 香焼町、伊王島町、高島町を区域指定予定
- (イ) 令和2年度 外海地区および琴海地区の一部を区域指定予定

#### イ 地すべり

- (ア) 令和元年度 地元説明
- (イ) 令和2年度 市内全域区域指定予定(警戒区域のみ)

# 土砂災害から身を守ろう！！

## ■「土砂災害防止法」とは？

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

## ■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について

この地区では、土砂災害防止法に基づき、長崎県において基礎調査を実施して土砂災害の恐れがある区域を指定しています。

- ◆土砂災害警戒区域 ……土砂災害の恐れがある区域
- ◆土砂災害特別警戒区域 ……土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危険が生じる恐れがある区域

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されれば、次のようなことがおこなわれます。

### 警戒区域では

#### 1 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るための災害情報の伝達や避難が早急にできるように警戒避難体制の整備を図ります。



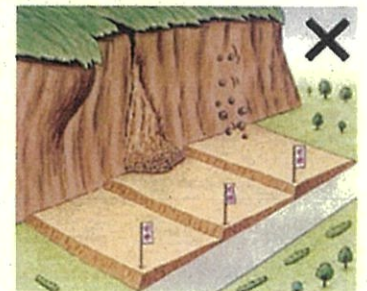
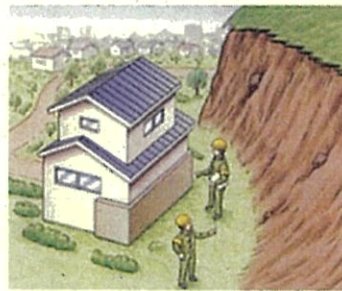
#### 2 宅地物件取引における措置

宅地物件の売買または交換及び貸借にあたっては、土砂災害警戒区域内であるか否かの旨について、重要事項説明が義務付けられます。

### 特別警戒区域ではさらに

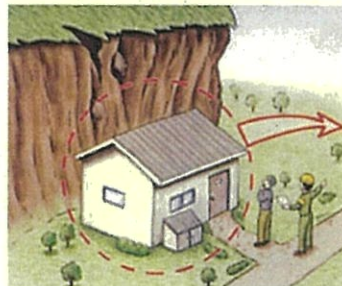
#### 1 特定の開発行為に対する許可制限

住宅分譲や災害弱者関連施設の建築のための開発行為は原則禁止となります。ただし基準に従ったものについては許可されます。



#### 2 建築物の構造規制

居室を有する建築物は作用すると想定される衝撃に対して建築物が安全かどうか建築確認がされます。



#### 3 建築物の移転

著しい損傷が生じる恐れがある建築物の所有者などに対し、移転などの勧告が図られます。

#### 4 宅地建築物取引における措置

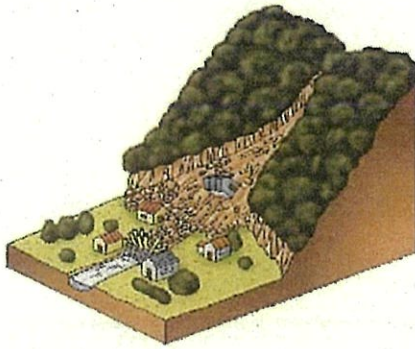
特定の開発行為では、都道府県知事の許可を受けた後でなければ、当該宅地の広告、売買契約の締結ができません。対象物件が、特別警戒区域内にある場合は、「特定開発行為ならびにその変更の制限」が重要事項説明として義務づけられます。

## ■土砂災害の種類と危険を知らせる前ぶれについて

土砂災害には大きく分けて、**土石流**、**がけ崩れ**、**地すべり**の3種類があります。また、右の項目のような現象を察知した場合は、土砂災害が起こる可能性があります。直ちに周りの人と安全な場所へ避難するとともに、関係機関へ通報してください。

### 土石流

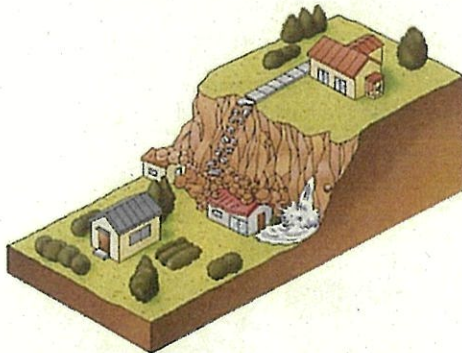
谷や斜面の土砂が、雨や川の水とともに一気に流れ出す現象で、スピードが速く破壊力が大きいのが特徴



- 遠雷のような音がする。地鳴りや山鳴りがする。  
(岩がぶつかったり、木が折れたり、斜面が崩れたときの音。)
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。  
(上流で山崩れが起こり、一時的に水をせき止めている。次は、一気に流れ出す可能性が高く、極めて危険)
- 川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。  
(上流で山が崩れ、その土砂で水が濁り、立木や流木が巻き込まれている)
- 焦げたような異様なにおいがする。  
(石と石が衝突して火花を発生し、焦げたようなにおいがする。)

### がけ崩れ

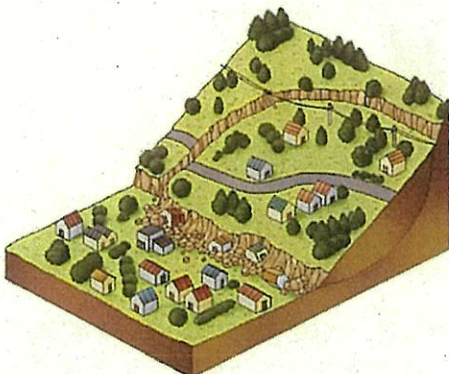
急傾斜面が突然崩れ落ちる現象で、早いスピードと大きな破壊力を持つのが特徴



- がけからの水が濁る。  
(上流で山が崩れ、その土砂で水が濁っている。)
- がけに亀裂が入る。  
(外的要因により地殻に変動が起きている。)
- 小石がパラパラ落ちてくる。  
(土の粘着性が弱くなっている。)
- 普段から流れている湧き水の量が急に増えたり、急に止まる。(水道が大きくなるか、逆にふさがった。)
- 樹木が揺れたり、倒れたりする。  
(がけの上部で、地面が動いている。)

### 地すべり

地下水などの影響により、斜面の一部が動き出す現象で、緩やかな斜面が広い範囲でゆっくり動くのが特徴



- 地面にひび割れができる。  
(外的要因により地殻に変動が起きている。)
- 水面や井戸の水が濁る。  
(上流で山が崩れ、その土砂で水が濁っている。)
- 斜面から水が噴き出す。  
(地中の水が新たに水道を作ったか、普段は流れない水道に水が流れ始めた。)

# 土砂災害防止法区域指定状況

R1.5.1現在

## 【今後の指定予定地区】

39	令和元年度指定予定(上半期) 香焼町
40	令和元年度指定予定(下半期) 伊王島町、高島町
41	基礎調査発注予定 令和2年度指定予定 旧琴海町の北半分、外海町

【平成25年度】	告示第714号 平成25年6月28日 急傾斜133箇所 土石流16箇所 横尾1丁目、横尾2丁目、横尾3丁目 横尾4丁目、横尾5丁目、滑石1丁目 滑石2丁目、滑石3丁目、葉山1丁目 葉山2丁目、岩屋町、大園町 エミナント葉山町、大宮町、虹が丘町 赤迫1丁目、赤迫2丁目、赤迫3丁目 西北町、柳谷町
【平成26年度】	告示第923号 平成25年9月6日 急傾斜117箇所 土石流28箇所 稲佐町、曙町、光町、栗川町、瀧町 江の浦町、平戸小屋町、大島町、水の浦町 大谷町、秋月町、鮎の浦町、入船町 塩浜町、岩瀬道町
【平成27年度】	告示第1082号 平成25年12月6日 急傾斜104箇所 土石流10箇所 松崎町、三重町、三重町、榎山町、畦町 告示第441号 平成26年3月28日 急傾斜127箇所 土石流26箇所 田中町、かき道1丁目、かき道2丁目 かき道3丁目、かき道4丁目、かき道6丁目
【平成28年度】	告示第712号 平成26年7月18日 急傾斜75箇所 土石流17箇所 青山町、若草町、金堀町、城山台1丁目 城山台2丁目、小江原1丁目、小江原2丁目 小江原3丁目、小江原5丁目、立岩町 告示第574号 平成26年5月27日 急傾斜112箇所 土石流13箇所 三京町、秋刈町、京泊2丁目、さくらの里1丁目 さくらの里3丁目、豊洋台1丁目 告示第723号 平成26年7月22日 急傾斜70箇所 土石流7箇所 油木町、江里町、音無町、清水町 白鳥町、錦1丁目、錦2丁目、錦3丁目 西町、鶴が丘町 告示第695号 平成26年7月11日 急傾斜120箇所 土石流18箇所 大崎町、千々町
【平成29年度】	告示第304号 平成28年3月25日 急傾斜109箇所 土石流5箇所 赤迫2丁目、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目 泉町、江平1丁目、江平2丁目 江平3丁目、けやき台町、小峰町 坂本1丁目、坂本2丁目、坂本3丁目 住吉台町、住吉町、女の都1丁目 女の都2丁目、女の都4丁目、本尾町
【平成30年度】	告示第608号 平成29年8月25日 急傾斜90箇所 土石流5箇所 城山町、城山町、岩見町、春木町 富士見町、宝栄町、御船蔵町、浜平1丁目 浜平2丁目、西坂町、鏡座町、上鏡座町 天神町、目覚町、立山2丁目、立山5丁目 西山本町、西山1丁目、上西山町 伊良林3丁目、寺町、鏡町、西小島1丁目 ※長与町の指定区域のうち長与町とまた がって指定される長崎市分の箇所 告示第83号 平成30年2月6日 急傾斜596箇所 土石流39箇所 ※うち長崎市分(急傾斜8箇所 土石流0箇所) 滑石1丁目、赤迫3丁目、泉町、昭和3丁目 女の都3丁目、女の都4丁目
【平成31年度】	告示第543号 平成30年7月31日 急傾斜487箇所 土石流66箇所 蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町 藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町 南越町、野母町、野母崎橋島町、藤崎町 告示第28号 平成31年1月18日 急傾斜387箇所 土石流32箇所 西海町、琴海村松町、琴海戸根町 告示208号 平成31年3月12日 急傾斜119箇所 土石流13箇所 黒浜町、以下宿町、高浜町

未指定(該当地区なし)

【平成16年度】	告示第1396号 平成16年12月17日 急傾斜57箇所 土石流13箇所 若竹町、戸石町(戸石小学校周辺)
【平成17年度】	告示第425号 平成18年3月24日 急傾斜127箇所 土石流48箇所 平間町、矢上町、東町
【平成18年度】	告示第603号 平成18年5月19日 急傾斜129箇所 土石流40箇所 中里町、船石町
【平成19年度】	告示第841号 平成19年9月14日 急傾斜84箇所 土石流48箇所 現川町 告示第842号 平成19年9月14日 急傾斜121箇所 土石流37箇所 上戸石町、川内町、戸石町、牧島町 告示第1172号 平成19年12月28日 急傾斜127箇所 土石流19箇所 古賀町、松原町、鶴の尾町 告示第365号 平成20年3月21日 急傾斜69箇所 土石流29箇所 鳴滝1丁目、鳴滝2丁目、鳴滝3丁目 本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目 告示第366号 平成20年3月21日 急傾斜111箇所 土石流22箇所 木場町、西山1丁目、西山2丁目 西山3丁目、西山4丁目、片瀬2丁目 片瀬3丁目、片瀬4丁目、片瀬5丁目 告示第387号 平成20年3月28日 急傾斜112箇所 土石流26箇所 飯巻浦町、太田尾町
【平成20年度】	告示第336号 平成21年3月13日 急傾斜89箇所 土石流40箇所 土井首町、草住町、三和町、京太郎町 鹿尾町、羊浦町、平山町、平山台1丁目 平山台2丁目

未指定  
本河内4丁目(奥山地区)

【平成21年度】	告示第497号 平成21年4月10日 急傾斜73箇所 土石流33箇所 界1丁目、界2丁目、宿町、春日町、潮見町 網場町、芒塚町 告示第498号 平成21年4月10日 急傾斜149箇所 土石流18箇所 小瀬戸町、神ノ島1丁目、神ノ島2丁目 神ノ島3丁目、西泊町、西立神町、東立神町 木鉢1丁目、木鉢2丁目 告示第351号 平成22年3月26日 急傾斜68箇所 土石流26箇所 手煎町、上浦町、姥治町
【平成22年度】	告示第394号 平成22年4月9日 急傾斜177箇所 土石流45箇所 北浦町、茂木町、宮濱町 告示第484号 平成26年4月15日 急傾斜1箇所 土石流1箇所 北浦町 告示第418号 平成22年4月16日 急傾斜89箇所 土石流36箇所 小江町、福田本町、小浦町、大浜町 告示第374号 平成23年3月25日 急傾斜140箇所 土石流21箇所 磯瀬町、古道町、土井首町、毛井首町 平瀬町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目 柳田町、江川町、末石町、深堀1丁目 深堀2丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目 深堀町6丁目、大崎町 告示第391号 平成23年3月29日 急傾斜125箇所 土石流23箇所 小ヶ倉町1丁目、小ヶ倉町2丁目 小ヶ倉町3丁目、新小ヶ倉1丁目 ダイヤランド1丁目、新戸町1丁目 新戸町3丁目、新戸町4丁目、大山町 古道町
【平成23年度】	告示第34号 平成23年5月27日 急傾斜165箇所 土石流32箇所 川平町、けやき台町、三ツ山町、畦別当町